

103 訪問看護「自己点検一覧表」(基準)

点検年月日	令和6年11月29日
事業所名	標津町国民健康保険標津病院
法人名	
点検者職氏名	看護師長 佐藤 知美
備考	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
第1 基本方針	<p>指定訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。</p> <p>・ 事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。□</p> <p>・ 運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。</p>	<p>③ 適 ・ 否</p> <p>④ 適 ・ 否</p> <p>⑤ 適 ・ 否</p>	<p>法第73条第1項 平24条例95第64条 (平11厚令37第59条)</p>	<p>・概況説明 ・定款、寄付行為等 ・運営規程 ・パンフレット等</p>
第2 人員に関する基準 1 看護師等の員数	<p>指定訪問看護事業者が指定訪問看護事業所ごとに置くべき看護師等の員数は、次に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じて、次に定めるとおりとしているか。</p> <p>(1) 指定訪問看護ステーションの場合□</p> <p>① 看護師員 常勤換算方法で、2.5以上となる員数となっているか。 うち1名は常勤となっているか。</p> <p>② 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士□ 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数を配置しているか。</p> <p>(2) 指定訪問看護を担当する医療機関の場合 指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置いているか。</p> <p>看護職員:① 保健師 ② 看護師 ③ 准看護師</p> <p>常勤換算方法:(当該事業所の総従業者の1週間の勤務延時間数)÷(事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。))</p> <p>「勤務日及び勤務時間が不定期な看護師等の勤務延時間数の算定」</p> <p>イ 看護師等によるサービス提供実績がある事業所については、看護師等1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の看護師等の前年度の週当たりの平均稼働時間(サービス提供時間及び移動時間をいう。)とすること。</p> <p>ロ 看護師等によるサービス提供実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためイの方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でないと認められる事業所については、当該看護師等が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入すること。 なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならぬため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。</p>	<p>⑥ 該当なし</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>⑦ 適 ・ 否 該当なし</p>	<p>法第74条第1項</p> <p>平24条例95第65条第1項第1号、同条第2項 (平11厚令37第60条第1項第1号、同条第2項) 平25道規則27第18条第1項</p> <p>平24条例95第65条第1項第2号 (平11厚令37第60条第1項第2号)</p>	<p>・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表)</p> <p>・従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)</p> <p>・資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)</p> <p>・訪問看護記録</p> <p>・常勤・非常勤職員の員数が分かる職員名簿</p>

	<p>常勤：当該事業所における勤務時間が事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。)に達していることをいう。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>また、併設事業所の職務であって当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないものについては、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たす。</p> <table border="1" data-bbox="407 376 1426 546"> <tr> <td colspan="2">看護職員合計数</td> <td>名</td> <td>※その他</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内訳</td> <td>保健師</td> <td>名</td> <td>理学療法士…(名)</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>名</td> <td>作業療法士…(名)</td> </tr> <tr> <td>准看護師</td> <td>名</td> <td>言語聴覚士…(名)</td> </tr> </table> <p>A 看護職員の28日(4週)の総勤務時間数……………(時間)</p> <p>B 常勤職員の1週間×4週の勤務時間……………(時間)</p> <p>C A/B……………(人)→2.5人以上</p>	看護職員合計数		名	※その他	内訳	保健師	名	理学療法士…(名)	看護師	名	作業療法士…(名)	准看護師	名	言語聴覚士…(名)		平11老企25第2の2	
看護職員合計数		名	※その他															
内訳	保健師	名	理学療法士…(名)															
	看護師	名	作業療法士…(名)															
	准看護師	名	言語聴覚士…(名)															
	<p>(3)指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定をサービスと一体的に運営している場合</p> <p>・指定訪問看護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該事業が、同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の看護職員の員数を配置していることをもって、指定訪問看護事業所の人員基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	適 ・ 否 該当なし	平25道規則27第18条第3項 (平11厚令37第60条第4項)	・指定通知														
	<p>(4)指定複合型サービス事業者の指定を併せて受け、一体的に運営している場合</p> <p>・指定訪問看護事業者が、指定複合型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護の事業が同一事業所において一体的に運営されている場合は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業所の保健師、看護師又は准看護師の配置をもって、条例第65条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	適 ・ 否 該当なし	平25道規則27第18条第4項 (平11厚令37第60条第5項)	・指定通知														
2 管理者	<p>(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。</p> <p>他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、併設される入所施設における看護業務(管理業務を含む。)との兼務は管理者の業務に支障があると考えられる。 (ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。)</p> <p>(2) 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師であるか。 ただし、長期間の傷病又は出張等のやむを得ない理由がある場合には、管理者としてふさわしいと都道府県知事に認められた者である場合は、この限りでない。</p> <p>・ 管理者は、管理者としてふさわしいと認められる保健師又は看護師であるか。 ・ 保健師助産師看護師法第14条第3項の規定により業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当していないか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>平24条例95第66条第1項 (平11厚令37第61条第1項)</p> <p>平24条例95第66条第2項 (平11厚令37第61条第2項) 平11老企25第3の三の1(2)の②、③</p>	<p>・<u>管理者の雇用形態がわかるもの</u></p> <p>・<u>管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表)</u></p> <p>・<u>管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)</u></p> <p>・訪問看護記録</p> <p>・履歴書</p> <p>・研修修了証</p>														

	(3) 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有するものであるか。	適	・	否	平24条例95第66条第3項 〈平11厚令37第61条第3項〉	
	(4) 指定訪問看護ステーションの管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者であるか。	適	・	否	平11老企25第3の三の1(2)の④	
第3 設備に関する基準	(1) 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで差し支えない。 (指定訪問看護ステーションの場合) ・健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合には、両者を共有することができる。また、他の事業の事業所を兼ねる場合には、必要な広さの専用の区画を有することで差し支えない。なお、この場合に、区分されていないとしても業務に支障がないときは、指定訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されていなければならない。 ・事務室については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。 ・特に、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要がある。	適	・	否	法第74条第2項 平24条例95第67条第1項 〈平11厚令37第62条第1項〉 平11老企25第3の三の2(1)	・事業所の平面図 ・設備、備品台帳
	(2) 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 (医療機関の場合) ・業務に支障がないときは、指定訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されていなければならない。 ・必要な設備及び備品等については、当該医療機関における診療用に備え付けられたものを使用することができる。 〔設備については全て現場確認〕	◎適	・	否	平24条例95第67条第2項 〈平11厚令37第62条第2項〉 平11老企25第3の三の2(2)	
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	◎適	・	否	法第74条第2項 平24条例95第79条準用(第9条) 〈平11厚令37第74条準用(第8条)〉	・重要事項説明書(利用申込者の同意があったことがわかるもの) ・利用契約書
	(2) 文書はわかりやすいものとなっているか。 ・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 ・利用申込者の同意はどのように得ているか。 重要事項： ① 運営規程概要 ② 看護師等の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ その他	◎適	・	否	準用(平11老企25第3の一の3(1))	・運営規程 ・説明文書 ・利用申込書(契約書等) ・同意に関する記録

2 提供拒否の禁止	<p>指定訪問看護事業者は、正当な理由なく指定訪問看護の提供を拒んではいないか。特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>(正当な理由の具体例)</p> <p>① 当該事業所の現員では対応しきれない。 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。 ③ 利用申込者の病状等により、自ら適切なサービスを提供することが困難である。</p>	<p>◎ 適 ・ 否</p>	<p>平24条例95第79条準用(第10条) <平11厚令37第74条準用(第9条)> 準用(平11老企25第3の一の3(2))</p>	<p>・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料</p>
3 サービス提供困難時の対応	<p>指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>・ 利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。</p>	<p>適 ・ ◎ 否</p>	<p>平24条例95第68条 <平11厚令37第63条></p>	<p>・サービス提供依頼書</p>
4 受給資格等の確認	<p>(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p>	<p>◎ 適 ・ 否</p>	<p>平24条例95第79条準用(第12条第1項) <平11厚令37第74条準用(第11条第1項)></p>	<p>・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等 ・サービス提供票 ・利用者に関する記録</p>
	<p>(2) 指定訪問看護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問看護を提供するように努めているか。</p>	<p>◎ 適 ・ 否</p>	<p>平24条例95第79条準用(第12条第2項) <平11厚令37第74条準用(第11条第2項)> 法第73条2項</p>	
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>・ 必要な援助とは口</p> <p>① 要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ② 利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。</p> <p>(2) 指定訪問看護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p>	<p>◎ 適 ・ 否</p>	<p>平24条例95第79条準用(第13条第1項) <平11厚令37第74条準用(第12条第1項)></p>	<p>・利用者に関する記録</p>
6 心身の状況等の把握	<p>指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>・ 利用者の状況把握の方法は、サービス担当者会議、本人・家族との面談等どのように行っているか。</p>	<p>◎ 適 ・ 否</p>	<p>平24条例95第79条準用(第14条) <平11厚令37第74条準用(第13条)></p>	<p>・サービス担当者会議の記録 ・利用者に関する記録(居宅支援経過) (サービス担当者会議の要点)</p>

12 サービスの提供の記録	(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、当該指定訪問看護の提供日及び内容、当該指定訪問看護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	適 . 否 <input checked="" type="radio"/> . <input type="radio"/>	平24条例95第79条準用(第20条第1項) 〈平11厚令37第74条準用(第19条第1項)〉	・サービス提供票、別表 ・ <u>居宅サービス計画</u> ・ <u>サービス提供記録</u> (訪問看護記録、業務日誌等)
	(2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適 . 否 <input checked="" type="radio"/> . <input type="radio"/>	平24条例95第79条準用(第20条第2項) 〈平11厚令37第74条準用(第19条第2項)〉	
13 利用料等の受領	(1) 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 ・ 1割相当額の支払いを受けているか。(平成27年7月31日まで) ・ 1割又は2割相当の支払を受けているか。(平成27年8月1日から平成30年7月31日まで) ・ 1割、2割又は3割相当の支払いを受けているか。(平成30年8月1日以降)	適 . 否 <input checked="" type="radio"/> . <input type="radio"/> <u>該当なし</u>	平24条例95第70条第1項 〈平11厚令37第66条第1項〉 平11老企25第3三3(2)①(準用同一の3(10)①) 法第49条の2第2項	・サービス提供票、別表 ・領収証控 ・運営規程(利用料その他の費用、実施区域の確認) ・重要事項説明書 ・車両運行日誌 ・説明文書 ・同意に関する記録 ・ <u>請求書</u> ・ <u>領収証控</u>
	(2) 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、道規則で定める費用の額(健康保険法第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額)との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 {法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した場合}口 ・ 10割相当額の支払いを受けているか。	適 . 否 <input checked="" type="radio"/> . <input type="radio"/> <u>該当なし</u>	平24条例95第70条第2項 〈平11厚令37第66条第2項〉 平25道規則27第20条第1号、第2号	
	(3) 指定訪問看護事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合の、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。	適 . 否 <input checked="" type="radio"/> . <input type="radio"/> <u>該当なし</u>	平24条例95第70条第3項 〈平11厚令37第66条第3項〉	
	(4) 指定訪問看護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	適 . 否 <input checked="" type="radio"/> . <input type="radio"/> <u>該当なし</u>	平24条例95第70条第4項 〈平11厚令37第66条第4項〉	
	(5) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護その他のサービス提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅介護被保険者に対し、厚生省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収証を交付しているか。	適 . 否 <input checked="" type="radio"/> . <input type="radio"/>	法第41条第8項	

	<p>(6) 指定訪問看護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問看護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額うち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定訪問看護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問看護に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>・ 領収証には費用区分を明確にしているか。□</p> <p>① 基準により算定した費用の額又は現に要した費用</p> <p>② その他の費用(個別の費用ごとの区分)</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>施行規則第65条</p>	
14 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>該当なし</p>	<p>平24条例95第79条準用(第22条) 〈平11厚令37第74条準用(第21条)〉</p>	
15 指定訪問看護の基本取扱方針	<p>(1) 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われているか。</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>平24条例95第71条第1項 〈平11厚令37第67条第1項〉</p>	<p>・訪問看護計画書 ・居宅サービス計画書 ・評価を実施した記録</p>
	<p>(2) 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>平24条例95第71条第2項 〈平11厚令37第67条第2項〉 法第73条第1項</p>	
16 指定訪問看護の具体的取扱方針	<p>(1) 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っているか。</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>平24条例95第72条第1号 〈平11厚令37第68条第1号〉</p>	<p>・訪問看護計画書 ・使用しているパンフレット等</p>
	<p>(2) 指定訪問看護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。</p> <p>(療養上必要な事項とは：利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法、その他)</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>平24条例95第72条第2号〈平11厚令37第68条第2号〉</p>	<p>・研修参加状況等が分かる書類 ・利用者に関する記録 ・相談・助言を記録した書類等</p>
	<p>(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいないか。</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>平24条例95第72条第3号〈平11厚令37第68条第3号〉</p>	<p>・身体的拘束等の記録 (身体的拘束等がある場合)</p>
	<p>(4) 上記(3)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>平24条例95第72条第4号〈平11厚令37第68条第4号〉</p>	
	<p>(5) 上記(4)の緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しているか</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>平11老企25第3の三の3(3)④</p>	
	<p>(6) 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行っているか。</p> <p>・ 新しい技術を習得する等、研鑽を行っているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>平24条例95第72条第5号 〈平11厚令37第68条第5号〉</p>	
	<p>(7) 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>平24条例95第72条第6号 〈平11厚令37第68条第6号〉</p>	
	<p>(8) 特殊な看護等については、これを行っていないか。</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>平24条例95第72条第7号 〈平11厚令37第68条第7号〉</p>	

17 主治の医師との関係	(1) 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしているか。 ・ 必要な管理: 主治医との連絡調整、看護師等の監督等口 ・ 主治医: 利用申込者の選定により加療している医師 (主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできない。)	適	・ 否	平24条例95第73条第1項 〈平11厚令37第69条第1項〉	・ 訪問看護指示書 ・ 訪問看護計画書 ・ 訪問看護報告書 ・ 診療記録
	(2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。	適	・ 否	平24条例95第73条第2項 〈平11厚令37第69条第2項〉	
	(3) 指定訪問看護事業者は、主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っているか。 (当該指定訪問看護事業者が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、(2)及び(3)の規定にかかわらず、(2)の主治の医師の文書による指示並びに(3)の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。)	適	・ 否	平24条例95第73条第3項、同条第4項 〈平11厚令37第69条第3項、同条第4項〉	
18 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	(1) 看護師等(准看護師を除く)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しているか。	適	・ 否	平24条例95第74条第1項 〈平11厚令37第70条第1項〉	・ 主治の医師の指示及び ・ 居宅サービス計画に基づ ・ く訪問看護計画(利用者 ・ の同意があったことがわ ・ かるもの) ・ 居宅サービス計画書 ・ 診療記録 ・ 訪問看護報告書
	(2) 看護師等(准看護師を除く)は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しているか。 なお、訪問看護計画書を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問看護計画書が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	適 適	・ 否 ・ 否	平24条例95第74条第2項 〈平11厚令37第70条第2項〉 平11老企25第3の三の3(5)の④	
	(3) 看護師等(准看護師を除く)は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。	適 適	・ 否 ・ 否	平24条例95第74条第3項〈平11厚令37第70条第3項〉 平11老企25第3の三の3(5)の③	
	(4) 看護師等(准看護師を除く)は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しているか。 (※)	適	・ 否	平24条例95第74条第4項〈平11厚令37第70条第4項〉	
	(5) 看護師等(准看護師を除く)は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しているか。(※) (ここに規定する報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいう。)	適	・ 否	平24条例95第74条第5項〈平11厚令37第70条第5項〉 平11老企25第3の三の3(5)の⑦	
	(※) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を提供している利用者については、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、理学療法士等が提供する内容についても、一体的に含むものとし、看護師等(准看護師を除く)と理学療法士等が連携し作成しているか。	適	・ 否 該当なし	平11老企25第3の三の3(5)の⑧	
	(6) 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っているか。 (当該指定訪問看護事業者が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について、診療記録への記載をもって代えることができる。)	適	・ 否	平24条例95第74条第6項〈平11厚令37第70条第6項〉 平24条例95第11厚令37第70条第7項	

	(7) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問看護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問看護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問看護計画を提供することに協力するよう努めているか。	適	否	平11老企25第3の三の3(5)の①	・訪問看護計画の提供記録
19 同居家族に対する訪問看護の禁止	指定訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせていないか。	適	否	平24条例95第75条 〈平11厚令37第71条〉	・サービス利用票 ・訪問看護計画書 ・訪問看護記録
20 利用者に関する市町村への通知	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	適	否 該当なし	平24条例95第79条準用(第27条) 〈平11厚令37第74条準用(第26条)〉	・市町村に送付した通知に係る記録
21 緊急時等の対応	看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じているか。 ・緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。	適	否	平24条例95第76条 〈平11厚令37第72条〉	・運営規程 ・利用者に関する記録 ・サービス提供記録 (訪問看護の記録等)
22 管理者の責務	(1) 指定訪問看護事業所の管理者は、指定訪問看護事業所の従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適	否	平24条例95第79条準用(第56条第1項) 〈平11厚令37第74条準用(第52条第1項)〉	・組織図・組織規程 ・運営規程 ・職務分担表 ・業務報告書・業務日誌等
	(2) 指定訪問看護事業所の管理者は、当該指定訪問看護事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適	否	平24条例95第79条準用(第56条第2項) 〈平11厚令37第74条準用(第52条第2項)〉	
23 運営規程	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 虐待防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項 ・①～⑧の内容は適正か。	適	否	平24条例95第77条 〈平11厚令37第73条〉	・運営規程 ・重要事項説明書 ・指定申請、変更届写

24 勤務体制の確保等	(1) 指定訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供できるよう、指定訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めているか。 なお、指定訪問看護ステーションにおいては、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、勤務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 また、指定訪問看護を担当する医療機関においては、指定訪問看護事業所ごとに、指定訪問看護に従事する看護師等を明確にし、原則として月ごとの勤務表を作成し、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にしているか。	適	・ 否	平24条例95第79条準用(第32条第1項) 〈平11厚令37第74条準用(第30条第1項)〉 平11老企25第3の三の3(7)の②	・ <u>従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの</u> (例:勤務体制一覧表、勤務実績表)
	(2) 指定訪問看護事業所の看護師等については、労働者派遣法に規定する派遣労働者ではないか。	適	・ 否	平11老企25第3の三の3(7)の②	・ <u>雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの</u> (雇用契約書等)
	(3) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、当該指定訪問看護事業所の看護師等によって指定訪問看護を提供しているか。	適	・ 否	平24条例95第79条準用(第32条第2項) 〈平11厚令37第74条準用(第30条第2項)〉	
	(4) 指定訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 ・ 研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。	適 適	・ 否 ・ 否	平24条例95第79条準用(第32条第3項) 〈平11厚令37第74条準用(第30条第3項)〉	・ <u>研修の計画及び実績がわかるもの</u> (研修受講修了証明書、出張命令、研修会資料等)
	(5) 指定訪問看護事業者は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。	適	・ 否	平24条例95第79条準用(第32条第4項) 〈平11厚令37第74条準用(第30条第4項)〉	・ <u>就業規則</u> ・ <u>職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針</u>
25 業務継続計画の策定等	(1) 指定訪問看護事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	適	・ 否	平24条例95第79条準用(第32条の2第1項) 〈平11厚令37第74条準用(第30条の2第1項)〉	・ <u>業務継続計画(BCP)</u> ・ <u>研修の計画及び実績がわかるもの</u> ・ <u>訓練の計画及び実績がわかるもの</u>
	(2) 指定訪問看護事業者は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	適	・ 否	平24条例95第79条準用(第32条の2第2項) 〈平11厚令37第74条準用(第30条の2第2項)〉	
	(3) 指定訪問看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	適	・ 否	平24条例95第79条準用(第32条の2第3項) 〈平11厚令37第74条準用(第30条の2第3項)〉	

26 衛生管理等	(1) 指定訪問看護事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 特に、指定訪問看護事業者は、看護師等が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じているか。 ・ 看護師等の清潔の保持及び健康状態について、どのような管理を行っているか(身体、制服等の検査、衛生教育、使い捨て手袋の使用等)。 ・ 健康診断の実施状況 ・ 衛生マニュアル等の策定状況等	③	・ 否	平24条例95第79条準用(第33条第1項) 〈平11厚令37第74条準用(第31条第1項)〉 準用(平11老企25第3の一の3(21))	・ 支出関係の証拠書類 ・ 健康診断の記録 ・ 衛生マニュアル等
	(2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 ・ 設備及び備品についてどのようにして衛生的な管理に努めているか(設備の清掃、消毒、備品等の保管方法、保管状態)。	③	・ 否	平24条例95第79条準用(第33条第2項) 〈平11厚令37第74条準用(第31条第2項)〉	
	(3) 指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じているか。 ・ 当該指定訪問看護事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下、「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図っているか。 ・ 当該指定訪問看護事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しているか。 ・ 当該指定訪問看護事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	③	・ 否	平24条例95第79条準用(第33条第3項) 〈平11厚令37第74条準用(第31条第3項)〉	・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況、結果がわかるもの ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
27 提示	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示しているか。 ・ 記載事項、文字の大きさ、掲示方法等の確認 ・ 掲示事項の内容、実際行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。	③	・ 否	平24条例95第79条準用(第34条第1項) 〈平11厚令37第74条準用(第32条第1項)〉	・ 掲示物
	(2) 指定訪問看護事業者は、上記(1)の事項を記載した書面を当該指定訪問看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、上記(1)による掲示に代えることができる。	③	・ 否	平24条例95第79条準用(第34条第2項) 〈平11厚令37第74条準用(第32条第2項)〉	・ 閲覧資料
	(3) 指定訪問看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。	③	・ 否	平24条例95第79条準用(第34条第3項) 〈平11厚令37第74条準用(第32条第3項)〉	・ ウェブサイト

28 秘密保持等	(1) 指定訪問看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 ・ 秘密保持のため必要な措置を講じているか(例えば雇用時の取り決め等を行っているか)。	適 . 否 適 . 否	平24条例95第79条準用(第35条第1項) 〈平11厚令37第74条準用(第33条第1項)〉	・就業時の取り決め等の記録 ・従業者の秘密保持誓約書
	(2) 指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な処置を講じているか。	適 . 否	平24条例95第79条準用(第35条第2項) 〈平11厚令37第74条準用(第33条第2項)〉	
	(3) 指定訪問看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 ・ 利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配付される範囲等)がなされているか。 ・ 同意内容以外の事項まで情報提供していないか。	適 . 否 適 . 否 適 . 否	平24条例95第79条準用(第35条第3項) 〈平11厚令37第74条準用(第33条第3項)〉	・個人情報の利用に関する同意書 ・情報提供に使用された文書等(会議資料等)
29 広告	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 ・ 広告の内容が事業の概要や運営規程と異なる点はないか。	適 . 否 適 . 否	平24条例95第79条準用(第36条) 〈平11厚令37第74条準用(第34条)〉	・パンフレット、チラシ ・web広告 ・ポスター等 ・広告
30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定訪問看護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適 . 否	平24条例95第79条準用(第37条) 〈平11厚令37第74条準用(第35条)〉	
31 苦情処理	(1) 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に提示すること等を行っているか。 ・ 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明など適切か。	適 . 否 適 . 否	平24条例95第79条準用(第38条第1項) 〈平11厚令37第74条準用(第36条第1項)〉 準用(平11老企25第3の一の3(25)の①)	・運営規程 ・重要事項説明書 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・苦情の受付簿 ・苦情への対応記録
	(2) 指定訪問看護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適 . 否	平24条例95第79条準用(第38条第2項) 〈平11厚令37第74条準用(第36条第2項)〉	
	(3) 指定訪問看護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適 . 否	準用(平11老企25第3の一の3(25)の②)	
	(4) 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適 . 否 該当なし	平24条例95第79条準用(第38条第3項) 〈平11厚令37第74条準用(第36条第3項)〉	・指導等に関する記録
	(5) 指定訪問看護事業者は、市町村から求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	適 . 否 該当なし	平24条例95第79条準用(第38条第4項) 〈平11厚令37第74条準用(第36条第4項)〉	

	(6) 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適 ・ 否 ○該当なし	平24条例95第79条準用(第38条第5項) 〈平11厚令37第74条準用(第36条第5項)〉	
	(7) 指定訪問看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適 ・ 否 ○該当なし	平24条例95第79条準用(第38条第6項) 〈平11厚令37第74条準用(第36条第6項)〉	
32 地域との連携等	(1) 指定訪問看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適 ・ 否 ○該当なし	平24条例95第79条準用(第39条第1項) 〈平11厚令37第74条準用(第36条の2第1項)〉	・苦情に関する記録
	(2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外に対しても指定訪問看護の提供を行うよう努力しているか。	適 ・ 否 ○否	平24条例95第79条準用(第39条第2項) 〈平11厚令37第74条準用(第36条の2第2項)〉	
33 事故発生時の対応	(1) 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	○適 ・ 否	平24条例95第79条準用(第40条第1項) 〈平11厚令37第74条準用(第37条第1項)〉	・市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの
	(2) 指定訪問看護事業者は、(1)の事故が利用者の死亡事故その他重大な事故であるときは、速やかに道に報告しているか。 ※ 重大な事故とは、利用者の死亡事故、虐待(不適切処遇(疑)含む)、失踪・行方不明(捜索願を出したもの)、火災事故、不法行為等をいい、サービス提供中の事故については、送迎・通院等を含み、事業者の過失の有無を問わない。	○適 ・ 否	平24条例95第79条準用(第40条第2項) 平25施運第1189号	・事故に際して採った処置の記録 ・損害賠償の実施状況がわかるもの ・事故に関する記録
	(3) 指定訪問看護事業者は、(1)及び(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	○適 ・ 否	平24条例95第79条準用(第40条第3項) 〈平11厚令37第74条準用(第37条第2項)〉	
	(4) 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	○適 ・ 否	平24条例95第79条準用(第40条第4項) 〈平11厚令37第74条準用(第37条第3項)〉	
	(5) 指定訪問看護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	○適 ・ 否	準用(平11老企25第3の一の3(27)の③)	
34 虐待の防止	指定訪問看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じているか。 ・ 当該指定訪問看護事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図っているか。 ・ 当該指定訪問看護事業所における虐待防止のための指針を整備すること。 ・ 当該指定訪問看護事業所において、看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施しているか。 ・ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 ※ 経過措置あり、令和6年(2024年)3月迄。	○適 ・ 否	平24条例95第79条準用(第40条の2) 〈平11厚令37第74条準用(第37条の2)〉	・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの ・虐待の防止のための指針 ・虐待の防止のための研修の研修の計画及び実績がわかるもの ・担当者を置いていることがわかるもの

35 会計の区分	(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	◎ 適 ・ 否	平24条例95第79条準用(第41条) 〈平11厚令37第74条準用(第38条)〉	・会計関係書類
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	◎ 適 ・ 否	平13老振18	
36 記録の整備	(1) 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	◎ 適 ・ 否	平24条例95第78条第1項 〈平11厚令37第73条の2第1項〉	・職員名簿 ・設備台帳 ・備品台帳 ・会計関係書類
	(2) 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(利用者へのサービス提供が終了した日)から2年間保存しているか。 ① 条例第73条第2項の規定による主治の医師による指示の文書 ② 訪問看護計画書 ③ 訪問看護報告書 ④ 条例第20条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑤ 条例第72条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑥ 条例第27条の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ⑦ 条例第38条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑧ 条例第40条第3項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (指定訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、整備すべき記録のうち、指示書、訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、診療録及び診療記録の保存で差し支えない。) (条例第27条に規定する市町村へ通知する場合：利用者が正当な理由なしに指定訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。)	◎ 適 ・ 否	平24条例95第78条第2項 〈平11厚令37第73条の2第2項〉 平11老企25第3の三の3(6)	・指示書 ・訪問看護計画書 ・訪問看護報告書 (診療録、診療記録) ・記録書 ・市町村への通知に係る記録